

特区において対応不可とされた 提案の整理・検討等について

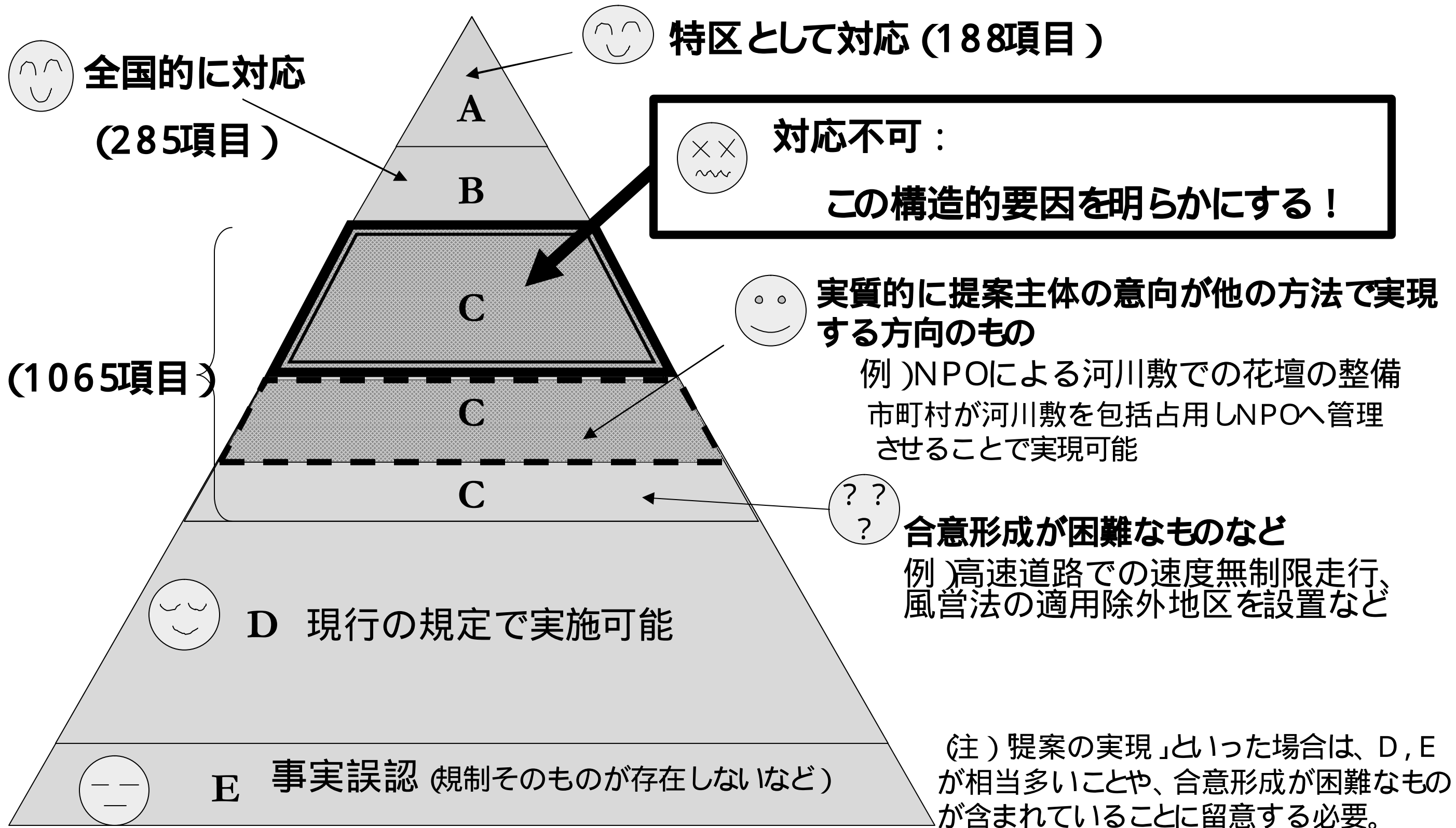
村上誠一郎臨時議員提出資料

経済財政諮問会議

平成16年12月24日

.特区において対応不可とされた提案の整理・検討

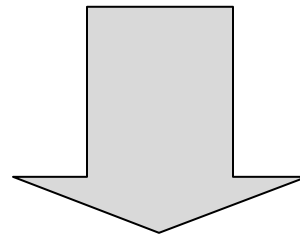
1. 特区提案の措置区分の概念



2. 対応不可」とされたものの分類

第1～5次までの特区提案で、対応不可(C)となった事項は、延べ1,065項目

提案の趣旨が不明なもの、合意形成が困難なものを除き、また、ニーズの高いものを重点的に分析する観点から、複数の主体からの提案があるものについて、その構造的要因を分析。



112項目について構造的要因を分析

担当省庁の回答理由による分類

各省庁が「対応不可」と回答する理由は、以下の ～ に大別。
(例示は、前出の112項目より)

数値は複数分類に伴う重複あり

制度の趣旨に反する」とするもの

29.8%

- 例) 温泉療法等への医療保険の適用
弁護士業等の派遣の容認
狩猟免許を有しない有害鳥獣捕獲

健康・安全・環境に対する影響など不可逆である」とするもの

27.6%

- 例) 外国人医師による日本人への医療行為
医療広告規制の撤廃又はネガティブリスト化
リサイクル目的の廃棄物処理について廃掃法の適用除外

行政制度等の根幹に関わる(公権力の行使や国、地方の統治機構の根幹に係る)」とするもの

21.5%

- 例) 教育委員会の必置規定の廃止
永住外国籍市民への地方参政権の付与
地方公務員のフレックスタイム制の導入
選挙権及び被選挙権年齢の引き下げ

政策全体が別に議論されており、その一部の検討のみは不可」とするもの

19.7%

- 例) 義務教育における公設民営方式による学校運営
看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与
幼稚園教諭と保育士の資格の一元化

業界全体の施策の中で検討する必要がある」とするもの

9.5%

- 例) 酒税法関係(酒類の製造免許要件(最低製造数量等)の緩和)
地域医療計画の適用除外
外国人介護労働者・看護師の受け入れ

その他(既存の別の制度でも可能、制度改正されたばかり、県に権限委譲している、など)

19.5%

3. 今後の検討の方向性

- 特区提案は、教育、農業、医療分野での株式会社参入といった従来困難とされてきた規制改革も含め、特区で188事項、全国で規制改革285事項の規制改革を実現。
- 特区制度は、スピードを持った対応を図るため、約2ヶ月で結論を出すこととしており、時間的な制約がある。(特区制度は、提案に基づくものであり、その対応もできる限り早く結論を出すことが求められている。)
- このため、今回の分析によれば、今後、以下の方向で検討。

(1)

行政制度の根幹に関わるもの、業界全体の施策に関わるもの、国民の健康・安全等に関するもので弊害の予防措置が専門的・技術的で困難なもの等については、個々の構造的背景について十分に検証することが必要である。

特にこのような課題については、制度全般についての議論が必要であり、特区での対応は困難とする回答が多い。

(2)

適切な弊害の予防措置や代替策により対応が可能と考えられるものや、別途の規制改革によって解決が図られるものについて更に検討し、提案の実現を目指す。

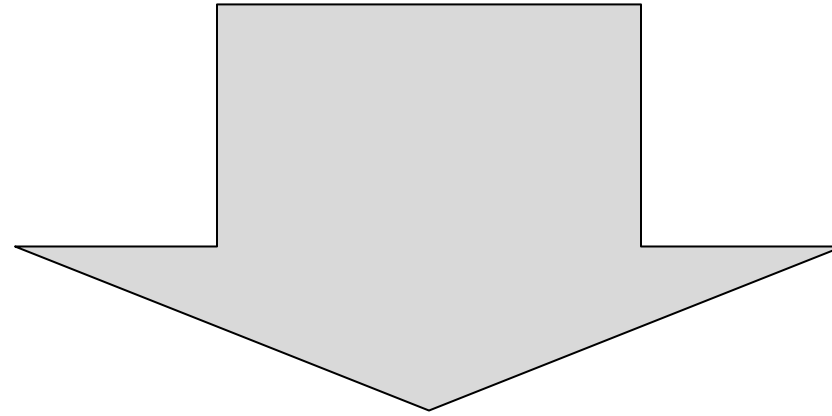
次回提案募集の際、代替策で実現した事例も示し、提案者に検討してもらうとともに、各省においても、単に実現不可ということだけでなく、提案者の要望を実現するための方策を検討することを要請することが必要。

(代替策によって実現した例)

地域通貨の有効期限延長の提案・・・NPO法人が長期間有効な地域通貨を発行するため、前払い式証票法の適用除外となる期間の延長を提案したが、一定の条件の下で、地域通貨発行のための資本要件を課さないこととして措置することにより、提案者の意向が実現することとなった。

(3)

また、今後の提案については、提案の質を高めるとの観点から、広報戦略のみならず、提案を行う際に留意すべき点についての手引きの作成、事前相談の充実等で提案の熟度を高める戦略を展開。



地域や経済の活性化に努力している地方公共団体や民間企業の提案で、真に妥当性、緊急性のあるものについては、必要に応じ、私自ら各省庁の大臣と折衝するなど、その実現に全力で取り組みたい。

新規提案の増加策

今後の特区制度の最大の課題の1つは、民間事業者、NPO、個人からの規制改革提案を増大させること。

1. キャラバン

全国各地を訪問し、規制改革の提案に係る相談を受付（平成16年度は6月、10月の2回実施）

10月のキャラバンには1599人が参加。アンケート調査では、特区制度を知らなかった参加者のうち25%が、参加後には「提案をしてみたい」と回答。

ニュービジネス協議会会員やNPO等の地域のキーパーソンとの意見交換会を併せて実施。

第6次提案募集では、民間事業者・個人等からの提案が地方公共団体を初めて上回る。

2. 特区エキスパート

各都道府県に特区制度について相談を受ける特区エキスパートが複数名存在し、特区室と連携。

3. 出前コンサルタント

全国各地の経済団体、NPO等からの要請に対し、特区室職員を派遣し集会等にて特区制度を説明。

4. インターネット

全国の特区を紹介するホームページ「日本改革前線マップ」を開設。

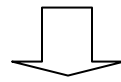
5. パンフレット

特区全般のパンフレット、民間事業者向けパンフレット、成果事例集「特区は宝の山」を作成・配布。

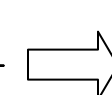
既存特区の実効性向上策等について

規制の特例措置の要件、手続きの見直し

規制の特例措置については、その要件、手続きが過剰なものになっており、事業の円滑な実施を阻害していないか等について、評価委員会（八代委員長（民間開放・規制改革推進会議委員）等民間委員9名で構成）が独自に調査（総務省行政評価局の調査も活用）。



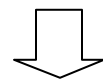
全国展開に関する評価において、要件、手続きの見直し等の意見。
特区において規制の特例措置の是正等の意見。



構造改革特別区域推進本部
に提出

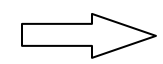
関連する規制についての新たな規制改革

関連する規制に問題があるために既存特区で円滑な事業の実施が妨げられている。



特区室が関連する規制について新たな規制改革を行う必要性について各省と調整。

例）幼保一元化を進める上で、補助金で建てた保育所の施設を10年以内に幼稚園として使用するなど他の目的で使うときは、補助金を返還しなければならない制度が存在



厚生労働省との調整の結果、返還を免除。

評価委員会においても関連する規制について評価し、新たな規制改革を行う必要性について検討。

1 各省からの回答が提案に即さないすれ違い的なものである場合において、提案者からの意見提出により 提案に即した回答が行われた。

(例) 一部外国エアラインの乗り入れ曜日の制限解除 (提案主体 北海道)

新千歳空港への一部外国エアラインの乗り入れ制限解除につき、当初の回答では国防上の問題で特区制度になじまないとされたが、その後、地域の実情に関する提案者の意見を踏まえ、具体的な検討が行われ、その結果、関係自治体との連絡会を設けることになった。

2 . 提案者からの専門的な、または、提案者の実情に即した意見提出により 提案内容の理解が深まり 地域の実情に即した回答が行われた。

(例) 小規模圧力容器の高圧ガス保安法の特定設備からの除外 (提案主体：福岡県、九州大学)

小規模圧力容器の高圧ガス保安法からの適用除外が平成 17年度末に予定されていたが、提案者の実情に合わせて、1年の前倒しが認められた。

3 . 提案者の意見提出により 提案者の真の要望が判明し、提案者の要望を踏まえた規制改革が実現した。

(例) 地域通貨に対する前払式証票法 (プリカ法) の事前登録要件の緩和 (提案主体 大阪府他)

地域通貨の発行にあたり 提案者は当初、同法の適用除外措置を求めていたが、提案意見を踏まえた所管省庁との議論の過程で、提案者の抱える主たる問題が事前登録制度のうち資本要件であることが特定され、特区での対応が認められることになった。